特集

大坂四ケ所組織と十三組

小野田

出され、四ケ所に配分された集団がその起こりである。集団を束ねたのが十三組小頭で、当初の組頭の人数に依拠して「十三組」と称す 明らかにすることを試みたものでる。十三組は、天和三年(一六八三)から翌四年にかけて、大坂市中の無宿・野非人対策によって生み るようになった。成立の経緯から、十三組は四ケ所の長吏・小頭から「差別の意識」を持たれていたが、公役は同様に勤める存在でもあり、 本稿は、近世大坂の非人研究では取り上げられなかった非人組織である十三組の実態を、二〇〇七年発刊予定の『長吏文書』などから 要 約

はじめに

組織内の構成員は四ケ所と様々な点で関わりを持ち、流動性も有していた。

て大きな進展を遂げた。これらの研究は、その多くを上 藤木喜 |木喜一郎が先鞭をつけ、内田九州男や塚田孝らによっ大坂の四ケ所をはじめとする非人研究は、岡本良一と

下巻からなる『道頓堀非人関係文書』および『悲田院文

躍が望めるであろう。 書』に負っているが、さらに神戸市立博物館が所蔵する 天王寺の長吏文書が公刊されることで、新たな研究の飛

ケ所の非人の総数があげられている史料として、大坂東 町奉行所与力荻野勘左衛門にあてた酉正月二四日付 「四ケ所非人人数」の口上は、正確には以下に掲げる史 さて、かつて藤木論文から岡本が年代を特定した、 四

寛政元年(一七八九)当時に把握していた抱非人の人数

の求めに応じ、鳶田長吏吉左衛門と天王寺長吏金助が

数」を記載するものである。掲げられた人数は、

に属する非人数を列記し、「此外ニ十三組小頭支配下人

を提出したものと判断してよいであろう。なお、

藤木論

鳶田長吏下囲内ニ罷在候者共人数

弐百六拾六人

悲 田院長吏下囲之内二罷在候者共人数

三百七拾九人

道頓堀長吏下囲内ニ罷在候者共人数 三百四拾三人

百七拾人

天満長吏下囲内ニ罷在候者共人数

酉正月廿四 メ千六拾弐人

吉左衛門

金 助

下人

数凡千斗も御座候由、 右人数御尋ニ付、 差上候、 口上ニて奉申上候事 尤此外二十三組小頭支配

荻野勘左衛門様

〔天王寺〕・道頓堀・天満の四ケ所長吏下の囲内 読すれば明らかなように、この史料は鳶田・悲田院 (垣かと)

> と、享保一八年(一七三三)頃の記録と考えられるこの 長吏下囲内の抱非人で、他は野非人なのだろう」と推測 伊助筆記』巻一をもとに「記述が簡単なので断定するの 寡があるが、合計で一一五八人(史料上は一○六二人) 文の記載を岡本論文ではそのまま引用したため、 している。 はいささか危険ではあるが、この小家住みの二千人余が の総人数に匹敵する凡そ千人がいたことがわかる。 である。続く部分からは、十三組小頭支配下に、 る人数は、悲田院の三七九人から天満の一七〇人まで多 序や史料の一部が省略されていることを指摘しておく。 今一度、史料に戻ってみよう。四ケ所それぞれが抱え 前掲の岡本論文では、続いて非人人数について『草間 ただ岡本が捉えていた一一五八人という人数 四ケ所 記載順

同史料は

大坂中非人此度御吟味有之、

書付出し申承り申候、

数字とは、

かなり隔たりがあるといえよう。

様二被仰付候、 新規乞食ハ是迄之商賣も書付、 非人不残名前書出

惣數六千人

与力荻

但し、 内貳千八百人ハ 此内貳千人餘ハ小家アリ、 當地之もの、

内貳百人ハ 紀州之者、

内百

京之もの、

内貳千九百人ハ 諸國方々之者、

えるのが妥当であろう。 あげられたことはなかった。もちろん、 はないが、その実態については研究史では正 この十三組が、非人組織を指していることは疑う余地 その支配を担っ 面から取り

の順にみることにしよう。

四ケ所と十三組小頭支配下の非人総数を指していると考

人余とは、むしろ前掲の「四ケ所非人人数」に記された といった内容である。ここに記された小家を有する二千

態を明らかにすることを試みたい。

た小頭も同様である。そこで本稿では、

この十三組の実

十三組の具体相

之地非人村と大坂絵図面ニ相顕ニて歎ヶ敷、 ついて、明らかにする作業から始める。 その組を束ねた小頭とはどのような存在であったのかに 依拠するのは、 本章では、前記の課題に答えるために、十三組そして 四天王寺が所蔵する「四ヶ所長吏住居 認書之儀願

長吏四人之者江準扶持指遣、用向之砌帯刀為致召仕度旨

悲田院由緒御尋ニ付申立一件

立東御奉行所ゟ当山江

大絵図面」には天王寺と鳶田が「非人村」との記載が加 件」と題する史料である。同史料は、大坂三郷の版行絵(密)以申付候処、彼等ゟ届出御尋ニ付委細及御答御聞置一 に訂正を求めた一件を一つの主題としている。以下では、 えられたことに対し、四ケ所長吏が弘化二年(一八四五) に天満・道頓堀が、さらに「去辰年(弘化元年)新板之 同史料から見出すことができる十三組に関わる記述をそ 図(大坂の都市図)である「天保八酉年改板大坂絵図 同史料は、大坂三郷の版行絵

院の地だけにいたのではなく、他のいくつかの所に分散 田院文書』の解題で「天王寺垣外の構成員は、右のとの推測が可能である。この点については、内田が ことがわかる。続く「等」という文言からは、これ以外 天明九年(一七八○)そして寛政二年(一七九○)にお が置かれ、 載から、毘沙門池・高原・鳶田・山添等に十三組小屋頭 之地をも非人村与書加へ売弘メ居申候」とある。 等ニ罷在候十三組小屋頭并同手下野小屋躰之もの共住居 四天王寺丑寅ニ当り候字毘沙門池或者高原・鳶田 して生活していた」と述べ、享保一五年(一七二九)、 の地にも十三組小屋頭が置かれ、手下の野小屋があった まず、十三組が置かれた場所に関してである。「其外 組下の野小屋が建てられ居住地となっていた 右の悲田 この記

成

『共ヲ撰分ヶ長吏手下』にし、東横堀辺浜側明き地

から、 る け 八月に一七軒 えることができよう。この砂場には、文久二年(一八六二) 大きな集団 砂 扂 湯と毘 十三組 所を列記 [があった」としている。 沙門 の所在地として、 ゟ 野 Ļ 小屋が建っていたことがわかって (毘沙門池) 「これらのうち小 で、 小頭 この 内田が指 が置かれ 頭 や年行 カ所 た砂 摘 した に比比 司 吟場を加 が 事 較 61 例 的 た

0

以の される場合があることを、 なお、 ためか、 一する。 本稿で、 以下で扱う史料もそうであるが、 は、 十三組 煩雑さを避け、 「小頭」、 共通 十三組 の理解として有 本文中の 小小 この 表記は「 屋 頭 成 しておき لح 笠 表 0 所

所

共者夫々生国へ差帰シ、当 同史料は続 市 姓共之内 離れるが、 も早いと内 (一六五二) 「市中徘徊 'n 無宿 この対策については、 |無頼之事ニ而不 13 て、 \mathbf{H} 徊罷在 今後の非 • 正 野非· 『が指摘していたが、ここからは、 月一三日のそれを知りえる。 几 ケ所 一候非人之内他国之産ニ而達者成 人対策 人研究のために掲げておこう。 の |地出生非人之分者素御 由 0 便と被為思召」 歴史的 揺に 寛文一〇年 5 な経緯に r V 7 ふ n (一六七〇) うい た 本旨 0) 慶安 て述 ち 下 町 か

> 限りではあるが、これが大坂 るという二種 ここからは、 に小屋を建て、一 ·嚆矢だとしてよいだろう。 方で大坂出生の達者な者を選んで非人組織に組み入 の無宿 他 国 日 からの流入者は生国に帰すこと、 ||同所に引き取ったことを記し • 野非人対策を看取できる。 における無宿・ 野非 て 管見 V

て置い 共之世 策において「右之内心底宜キもの共十三人を見立る。それは天和四年(一六八四)二月の無宿・野 き渡された野非人の世話を担うことになった。 見立て、 この記載からは、十三組が成立したのは天和四年であっ 十三人之小屋 ヶ所長吏共手下ニ差加 小屋頭与相唱へ壱ヶ所へ弐人ツ、相分、 附ニい の小屋頭 この記事のあと、 長吏へ それは天和四年 たことがわかる。 たし、 四ケ所に二人ずつ、五人を他 そして野非人のなかでも心底宜 為仕 御引渡相 彼らが以降、 の人数に依拠し 頭共順 候 残り五人者是又引取場所ヲ相 より当時 十三温 番相定置 成候もの共者兼而奉申 へ、右十三人之小屋頭 一六八四)二月の |組の成立に 非人手下となり四ケ所 つまり「十三組」 二至り候 たもので、 同 人共へ為引取」たとある。 而も非人手 つい 編成単位 の引取場所を定 無宿 てふ 都合八人を しき者一三人を とは 上置 が共を以 定 n 候 卞 た件 長 (1) メ)呼称: ·被為 更に引 成立当 同 非 通 非 迺 が 右 仰 四 ヶ 対 あ

初

以降、 播州 河内 める運びとなる。この十三組 る人手が不足していたことに帰因しているという。 る。この役を勤めるにいたったのは、畿内をはじめ勢州 れたとみえ、 五年六月市中摂河在共物騒ニ而御見廻り御供被為仰付 その経緯は、「十三組小屋頭共御用向ニ為携候儀者正 ・紀州辺りまで、 一両国の見廻りの供役が端緒であることを記して 十三組小頭は「今以四ヶ所小頭共同様御用向 組 心小頭 以後には御 は、 正徳五年(一七一五)六月の市中、 野非人を居住させた小屋を支配するに 四ケ所長吏・小頭配下から出役す 用 (役)も勤めることになった。 の御用が小頭と 同 様であ 摂津 相勤 これ

様の 行っているのでそれに譲り、垣外小四ケ所が勤めた御用については、 御用などを記す寛政二年正 確認しておく。 小頭文助が名を連ねている。また、 王寺垣外の小頭五名とともに、 ○)の長吏と小頭の間での取り決めを列記する史料 御 でも、「諸事出方定」と同様に、垣外小頭四名と十 崩 倹約などを再度申し合わせた寛政九年一一月の を勤めてい まず、 たことを寛政期(一七八九 |年正月の「諸事出方定」では、天町奉行の定町廻りの御用と盗賊方 育の 「 垣外小 砂場 他 小頭久四郎 頭と十三 塚田が詳 国 [聞合わせ御 組 細 小頭 な分析 ~一八 毘沙門 用に から が 0 同 を

たことは、多くの史料が示してくれ

ってい

. る

る。

文助、 なお、 たといえよう。 御用は、 んだ寛政一二年正月の「条々」は、毘沙門作蔵・同人倅ておく。さらに、御用を勤めるに際しての規定を盛り込 に記載されることから、 と同様に「若キ者」と呼び慣わされていたかは不同 小頭年行司并下人番ニ至迄」とあり、 ていたことがわかる。これら「条々」の五条目には、 であるが、 組 があり、 小 文助 砂場久四郎といった十三組小頭が名を連ねる 頭 双方 (作蔵忰文助・作蔵・久四郎)が連名している。 四天王寺垣外小頭五名が連名する同文の は即座に小頭であるとは判じがたいが、 の小頭下 垣外小頭と十三組小頭が同様の御用を ただ、十三組小頭配下の者が、他の垣外 の年行司や下人までもが勤 作蔵の代役にあったものと解し 町廻り御用や め 明であ 諸国 形態 7 在 列

地 とができる。 外では、 料からは、もう一点注目すべきこととして、 手下野小屋同様之もの共住居之地所与四ヶ所長吏住居之 分之濫觴訳 五人ツ、有之組頭与唱候小頭共与右十三 |所与前書之通一躰非人村ニ相成候而者手下身躰支配向 十三組の成立経緯などは、 十三組とは差別化を図っていたことを認めるこ |柄も相違仕候儀 当該部分は「元来四ヶ所長吏共同ヶ所ニて 式二而 上記のとおりである。 (略) 右十三組小 組小頭共与者身 四ケ所の 頭 /并同 同 垣 史

前章では、

十三組の所在地や成立経緯などを確認する

相成候而ハ、 受候様成行」「右図面手広ニ売弘り往々非人村之通号ニ 四ケ所と十三組の在所を一括して「非人村」と注記を施 できる。その具体的な内容については、次章でふれよう。 ったとも思われる。 記載していても、差別化を図るという点では支障がなか ならば、 忌避するねらいがあったといえよう。穿った見方をする 配下においた在方非人番が四ケ所と十三組を同一視する ラ長吏を蔑ニいたし心得違仕候ものも出来」る点をあげ すことが、「他国遠境之もの共迄も及見聞候て自ラ嘲 ケ所に五人ずつ置かれた組頭と十三組小頭とは、 之差別 以下の論点が進められるのである。そして、 つまりこの一件は、 の記載をもって嘲り賤視すること、 順々も相立不申」という箇所である。 組織 四ケ所としては 訳柄が異なっていることを主張し、それを根拠 摂河・ 内 の階層が弛緩することを長吏が危惧 差別化は、これ以外の史料でも看取 播州之内長吏手下多人数之番人共自 他国や遠国の絵図購入者が 十三組の所在地を 四ケ所がその 「非人村 もともと四 絵図に 身分の n

二 天王寺垣外と十三組との関わり(1)

ることにしよう。 ことにしよう。 ことにしよう。 この点を念頭におき、本章では長吏文書に含まいえる。この点を念頭におき、本章では長吏文書に含まける。 二人ずつ配置されていたことを知りえた。このことから、 ことができた。そして、十三組小頭が四ケ所それぞれに

垣外小頭勘助の相続一件から

1

関係についてさぐることにしたい。件書類にみえる十三組に関わる記載を手がかりに、そのまず、天王寺垣外の小頭を勤めた勘助の跡目相続の一

の後、 助が 役については、長吏の「心任せニ致可様被為仰渡 西 聞」し、召し捕りのうえ、華美な家財道具や武器類など 仰付」れる処分を受けた。この一件によって、 妻子は、 を没収され、 抔甚おごり、 べておこう。 [御番所へ呼び出され「御前所ヲ構ひ、 その前に、この跡目相続 「数年私欲筋在之、其上家内ニ武器等餝り置、 勘助は約四〇日 天王寺長吏・小頭預けの処分を被っている。 文政元年 同日に高原小屋預けとなった。 支配長吏江對し不糺之義共度々在之趣 の入牢、 (一八一八) 九月一六日 一件にいたるまでの概略を述 翌文政二年八月一八日に 大坂三郷拂為被 なお、 勘助 小 れる の跡

ことになる。

の「乍恐口上」である。長吏善十郎から文政二年一一月に認められたのが、 これをうけて、勘助家の相続と小頭役の跡目について、

乍恐口上

端々野小屋之為致支配有之候者二付、外小頭与者格別之 者死亡定助之代勤小頭忠七始、若キ者迠も一統之励ニも 然ニ近年出情ヲ心掛罷有候ニ付、是又為励ミ之林兵衛跡 出情可仕様奉存候、且又太八儀者元若キ者ニ御座候得共、 者ニ御座候ニ付、外小頭並ニ取立遣し候ハ、、此上猶々 頭与唱罷有候得共、私共手前ニ而ハ十三組小屋頭与唱、 先祖之名前二為致改名為相勤度奉存候、 勘助娘当年拾三才ニ相成候者与為見合、末々ニ而者勘助 跡役ニ取立遣し、同人弟与作与申者ヲ林兵衛為致養子ニ、 跡々為励ニも相成可申哉と奉存候故、小頭林兵衛ヲ勘助 之出情も無足ニ相成、 取極可申上筈ニ御座候処、 当八月御仕置被為 小屋頭ニ取立遣候ハ、、猶又出情ニ可相勤様奉存候、 続人出来候ハ、、元之若キ者ニ立戻り候身分ニ御座候、 死亡小頭保兵衛代勤いたし罷有候者ニ付、保兵衛方ニ相 忰共も御座候夏故、 仰付候私下小頭勘助跡役之者、 外小頭共存念之程も如何与奉存、 勘助儀勤中出 餘人江跡役取極候ハ、、 乍併林兵衛儀· 情二仕候者之儀 且. 小

> 候砌ニ者御内々御下知奉蒙候様、 可申哉与奉存候故、 右躰取計仕候ハ、、 間敷様一同為申合候儀も御座候ニ付、私一己之了簡ヲ以 様奉存候得共、近年十三組之者共ニ長吏・小頭与縁組致 相成可申哉二奉存候、右之通二取極候上、 何卒格別之御慈悲ヲ以、 難有仕合奉存候、 恐多御儀二者御座候得共、故障申立 定而外長吏・小頭共ゟ故障申立相妨 以上 此段内々御聞済被為成下候 申聞為致納得度奉存候 御断可奉申上

夘十一月

間、

+ 郎

たことが把握できる。助の間に軋轢が生じ、 助家の名跡を継がせたいとする。林兵衛にとっては、勘 役を倅政二郎に継がせるのではなく、 養子とし、 を跡役としたいと唱えている。 上深く立ち入ることを避け、十三組に関連する記載に限 八代長吏善助の体調が不具合の折にその代勤をなした勘 って検討を加える。 一八世紀末から一九世紀初期に、長吏善十郎(九代)と 前掲した口上において、長吏善十郎は、 この史料も含め、小頭勘助に関わる史料を通覧すると、 勘助の娘と見合わせて、後には改名の上で勘 この問題については、紙数の関係 垣外を二分するような状態にあっ 加えて弟与作を林兵衛の 十三組小頭林兵衛 小頭勘助の跡

天王寺垣外だけにおける問題ではなかった。

四

た組

織

0 小

頭であるがゆえでもあっ

助 役が世 と考えら 大坂 伸長していたためと考えられる。 は、 0 跡 た勘助 おちい 襲化されていたことが大きな理 役 n 前述したように、 郷払の処分を受けた勘 る 小 らせる危険 家を即座に滅失させることは、 頭 ろ う²⁹ このように は あく までも 性をはらんでい 長吏代 家 Ó 勤経 莇 継 時 承を 家 的 な継 0 験を有する有 0 由 っまり たため善十 継承 とい 図 る 承にすぎな えよう。 が 垣 0 外組 対抗 企 郎 織 勢力 が を 頭

したので

あ

言す 兵衛 う点である。 屋之為致支配 はいえ、 に記されたところに障壁 からといえよう。 くもので ħ 認できたところであ ħ ば ば 野小屋 た小頭 私共手前二而 善十郎が提示 几 は ケ所成立当初から存続 の支配、 つまり、 有之候 なく、 格 これ 莂 者 野非人 野非 0 垣 二 型外の長者 治とい 主を有 る。 は前章で引用 した勘 付、 十三! 人 その の狩りこみによって 外小 0 L 一組小屋頭 う ・ 助家 居 T 連 ´「差別 住 頭与者 61 小 由 してきた小 地 た。 0 を支配 頭 相 は した史料にお 頭からすれ **岑**与唱、 格別 林兵 由 0 続 緒 意識 案には、 之者 の違 するために が小 頭 新 が Þ 0) لح あ 頭と 以 7 ŀλ 小 0

几

長 つと位 吏 小 頭 けら から á n た場合、 これ が十三 小 頭 0

0

に嫁 には、 善十郎 独断 の構成 障申立 らわ とを指摘 門が存生 之了簡 して長 勤をなし、 右衛門が 反発などを惹起することを危惧 合わせて 頭与縁組 この 組 年 小 が でこ n せ 一八〇六、七) 7 頭 過 が文政三年四月に記したと考えられる 員と長吏・ ヲ以右躰取計 「差別 たののは 一去の 致 組に対置して、 勤 中に休右 の相続案を遂行することは、 妨 いる。 している。 間 め 天満小 たことを 引直り候例 か 可申哉与奉存」るとあるように、 敷 た例を引き合い つ長吏清八が死亡時にもすぐに長吏代 例とし 0 外 様 意識」を具 そこに 聞 衛 小頭は縁組をし 頭太右衛門の実子勘六が幼少の 門 茌 同為申合候 さらには、 が て、 知りえる。 に取り決めた申し合わせであ は 悪 の 候 無之与者被申 姉 鳶田 ハハ 廿人組が掲げられていることか 11 ため、 妹 近年十三 現 や伯 長吏 化 に出 それ 儀も御座候ニ もともと若キ者である文 して 定而外長吏 Ĺ 休右 一二、三年前、 母を在方小 ないよう、 た 間 ゆえ、 組之者共 0 11 敷 他の 十三 衛 る が 門の 0 で 長 長 次 一付、 反論 組 先親 立上 吏・ (吏善 当時 小頭 (二長 あ の文 頭や平番 Ź 同 小 文化三、 頭 折に代 吉 小 が 十三 公共

た

故 吏 +私 面 L るこ b 郎 7 右

5 識 る若キ者太八をその後任としたいとする点である。 いだ善十郎が、 しては、 考えの一端をうかがうことが可能であろう。この背景と キ者の励みになるという組織の活性化に対する善十郎 からは、 垣外小頭保兵衛の代勤を行い「近年出情ヲ心掛」けてい れは林兵衛が勘助の跡役についた折には、十三組小頭に 本稿に則せば、 なおこの口上は、 判断すると、「廿人組」 読み取れるのである。 前章で掲げた史料も含めて明らかであ 十三組小頭を垣外の若キ者が勤めることが、 京都悲田院から養子として天王寺長吏林家を継 もう一つ興味深い内容を含んでいる。 組織内に確固たる地歩を築こうとする意 勘助跡役の相続案が主題であるが は四ケ所の小頭を指している ごろう Ó

2 砂場小頭久四郎の跡目相続の口上から

態に迫ってみよう。 恐口上」から、十三組小頭の任免などに関して、その実際に、文久二年(一八六二)七月の年記を有する「乍

乍恐口上

咎中病死仕、廿五ヶ年前、天保九戌年同人忰久蔵へ跡親類十三組砂場小屋頭先々久四郎儀、不筋之儀有之御

私

仰付候様、

奉願上度奉存候付、親類并合役林三郎共

得共、 方江引取、 成、 り相續之もの見立] [候得共、 成行御差支相成候段奉恐入『暫時御宥免奉 共楽談之上、 五歳ニて、当春御役見習願済相成候義ニ付、 追々年立候内、 より代勤御見立相成、其勤役之衆江憚旁差扣罷有候處 何卒今一応再興之義奉願上度、 久四郎方累代之位牌・仏事・年忌営并借財之向都 引上被為成候条被為仰渡候後、 免奉願上候より、 相続方六ケ敷候故哉、兎角養子之示談行届兼、 何分薄徳之上、右躰先代之もの共相續不埒ニ借財 親類共種々申談、相当之もの見立度是彼掛合仕候得共 母なつ并親類忠七・庄次郎江向、毎々被為 長吏様厚御憐情を以跡相續之もの見立候様 不知候より、 役被為仰付相勤居候處、是又不身持ニて出奔仕、 候而己ならす、 新八·武助与引續相勤候儀二御座 差当相續二見立候ものも無御座、 世話仕候二付而者、 暫く勤役之もの無御座、 何卒右貞吉を以久四郎絶家相續之義被為 既ニ聊之家督迠も手放し候及仕義、 私義二忰共数多出産仕、 右不定中] 相成候迠者 相應之者見立候迠御 兼々親類共申談罷有候 絶家相成候段歎ケ敷 御仲様御見立代勤 候、 然ル所、 且者 既兄貞吉当拾 右ニ付絶家 御仲様 仰付候付、 今般親 一願上! 死失私養 手延二 御仲様 前 行衛 而私 一候よ 御

て出奔仕

n

は

以

御

頭

通

私

続

は

記

7

+

b

確認できる

上と判断してよいであろう。

連 印 有仕合ニ 成 仕 奉 願上 奉存候、 絶家再 且 何 以 被 卒場は 為 仰 格 付 別之以 候 御 憐愍御 廣 太之御 聞 済 被

文久弐戌年七月

捨

(FI)

為

候

尤貞吉を以 惣領之者 渡有之處、 また年若にも 渋之手 聞 方ニ忰共多御 小 屋跡 被 仮 成 住 元 左 7 被 久 家建仕 様 他 仰 而 四 候 願 御座候 付 郎 者、 、差遣 座 ?候様御 居 跡 上 候 候 小 相 が義、 絶家 義ニ付、 **淕** 続之儀 候 付 貞吉を為引移候 儀 願奉 取 再 奉 建 手元融通付 V]興之御 たす 恐入候 申 候 蒙御聞 義 何卒格別 F. 削 候 難 慈悲 温 得とも、 |敷旨、 済 且 様 候迠之処、 候 心有仕 **於之御** 亦 可 Ŀ. 殊に ·仕之處、 忰 合奉 隣黙を **|**共之内 而 条之 被 同 仰 加 人

廓内

居

之儀有之御咎中病 親類筋 載され 行 砂場 E 衛 あたる捨吉か 不知」に 小 ないが 頭 死 |久四 なっ した跡役の倅駒蔵 郎が天保: 当 たあと、 5 時 願い 0 九年 長 文 吏 善 出た口上 久四 (一八三八) 郎 郎 が「不身持 家 である の跡 出され 13 目 示 た 相 宛

> も宛所 代勤 定中 は、 じる案からも、 そのため を與兵衛の倅文助 ることから、 キ者であったと推察される。 の代勤者は、 を講じてい でも手放していたため、 指示がなされていたことがわかる。 砂場小頭 様 史料 で構成され 文化四 稲 柏 適切な人物がいなかったことや、 仰 は長 成 成 付」れたとあるとお 死 中 失私 候追者 の跡役を決めるように、 る。 新八 吏 年 相應之者見立候追御宥免奉願上候より、 前 れる御仲が その任免を掌握 前節 養 (一八〇七) 十三 このことから、 母な 組 御 が仰せつかった際の でふれた若キ者太八に十三組 武助与引續相 長 御 頭 組 仲様 が、 .吏様厚御憐情を以跡相続 つ并親類忠七 小 0 十三 構成員では 頭 養子が整わない 九月に毘沙門小 b, 御引上」 このように、 御 組 していたといえよう。 長吏 中となっていることか 新 勤 小 頭 八 親類に対してたびたび の代勤 めさせるという措置 ただ跡目相続者とし なく天王 . からは空席であった 庄 げ、 借財が嵩み家督ま 次郎 武助といっ 状況であった。 一札」に小頭文助 御 垣 者を定め 江 外長 仲 之もの 寺 向 -様御 小 垣 Ó 一更と小 外 頭を任 毎 お 見立 見立 跡 々被 7

二月の 長 一支と の従属関係に ·悲田院之者不作法一件] · つ v 7 は、 安永 からもうかがえる Ŧ. 年 七 七六)

配下にあったことが裏付けられる。 之支配者請居候」と返答しており、天王寺長吏忠助の支王寺)組下砂場小頭佐助から「私共忠助之手下ニ付都而王寺)組下砂場小頭佐助から「私共忠助之手下ニ付都而との責めをどうするのかという問い合わせに対し、同(天子では、四天王寺役人に対して不作法があった場合、

なお、久四郎の相続一件に関連して、「文久二年八月 なお、久四郎の相続一件に関連して、「文久二年八月 なお、久四郎の相続一件に関連して、「文久二年八月 なお、久四郎の相続の手続きを行っていたと推察され なお、久四郎の相続の手続きを行っていたと推察され

み、世帯が難渋した折には、小頭を一代勤めにして欲し十三組小頭才吉の事例が示すように、長患いと借財が嵩様に家の継承によって図られていたことがわかる。ただ、くように、十三組の小頭役は基本的に四ケ所の小頭と同くように、十三組の小頭役は基本的に四ケ所の小頭と同そして倅久蔵、親類筋の捨吉倅貞吉の養子相続願いと続相続の問題に戻ろう。この口上が示すように、久四郎

動性があった小頭役としてよいだろう。いとの願いも出されている。前述した代勤と併せて、流

通した理解として持てたと思う。 重した理解として持てたと思う。

二 天王寺垣外と十三組の関わり(2)

以下では、数点の史料により、このことを確認すること人的な関わりが全くなかったかといえばそうではない。である。ただ縁組も含め、十三組と天王寺垣外の間で、である。ただ縁組も含め、十三組と天王寺垣外の間で、がある。ただ縁組も含め、十三組と天王寺垣外の間で、「差別の意識」が四ケ所に存していたこと、それに基「差別の意識」が四ケ所に存していたこと、それに基

印

奉差上候、

以上、

にしよう。

まず、塚田が定式勧進 の所収史料から検討を加える。 の例として紹介した 『悲田

奉指上一 札

砂場 年行司文右衛門支配下 小頭佐助

私儀去寅十二月廿一日、 文治郎 相背キ候儀及見聞ニ候ハ、、 度御呵之上、 松屋町九之助橋筋西江入北側油屋渡世之御方ニ而、 節季候祝儀申受二罷出候節、 二罷在候故、 義も今日迄御差留メ被成恐入候得共、袋持之義ニ付表 以後被相 寛政七年卯正月十三日 小四 一向何之様子も不存候得共、不行届段急 御憐愍ヲ以高原預ヶ御免被成下難有奉存 郎 雇候共随分気を附、 .御仲ヶ間作法相背候儀有之由ニ而、 悲田院若キ衆文治郎・小 早速可奉申上候、 袋持二被相雇罷越候 少し二而も仲ヶ間法 処 应 右 郎

右千代松儀御憐愍之上高原江御預ヲ御免被成下難有奉 以来右躰不行届儀無之様急度可申付候、 依而奥

千代松爪印

四 ケ

小頭 御長吏中 中様 様

(一七九二) 二月に「不埒成儀」で所払いとなるなど、 **看主」の欠欠をうけている。なお小四郎は、寛政四年 四郎は に背い ヲ御払」の処分をうけている。なお小四郎は、 方で若キ者文治郎と小四郎が一二月に「非人の芸能」と 素行が悪い人物であったと目される。 を免れた際に提出した一札である。どのような仲間作法 たことに関わり、袋持を勤めていた千代松が「高原預ケ して節季候祝儀を申し受ける際、 · たのかは史料からは読み取れないが、文治郎と小 は、松屋町九之助橋筋西へ入る北側の油 高原二御差留」 められたあと、「四ヶ所仲ヶ間 両名が仲間作法に背い 屋渡 世 0

下 な職掌を担ったかは明らかではない。 司文右衛門が、どのような人物であったのか、どのよう まり十三組でも、天王寺垣外と同様に年行司を置き、配 砂場小頭下には年行司が置かれていたことがわかる。つ の非人集団の統制を図っていたとみられる。ただ年行 千代松に付した肩書からは、前々章でもふれたように、

郎が節季候を行う際、祝儀を受けとる袋持をしていたこ この事例から千代松は、 悲田院の若キ者文治郎 小四

年行司

からも、弘化二年(一八四五)と判断ができる一点である。と十二月としか記さないが、他の長吏文書の史料ある。巳十二月としか記さないが、他の長吏文書の史料組の関わりについて紹介することしよう。組の関わりについては、すでに前章で指摘したところであいたことについては、すでに前章で指摘したところであいたことについては、すでに前章で指摘したところであいたことについては、すでに前章で指摘したところである。

してよいであろう。

成員は、若キ者と市中の定式勧進に携わっていたと判断

乍恐口上

存奏、コ上の場合のでは、石御聞済被為成下候ハ、、難在奉上段御届奉申上候、右御聞済被為成下候ハ、、難在奉実躰成ものニ付、同家ニ差加へ、御役用向代勤為仕度、天王寺御蔵跡ニ弟子相勤罷在、当巳拾九才ニ而、兼而天王寺御蔵跡ニ弟子相勤罷在、当巳拾九才ニ而、兼而天王寺御蔵が上帝、お田がは、砂場年行司力松忰庄吉多病ニ而御役用向難相勤候付、砂場年行司力松忰庄吉

巳十二月

右之通申出候付奥印仕候、已上与 之 助印

年行司

長五郎圓

同

利兵衛

御長吏様

の上本町三丁目の生まれで、一三、四年以前から天王寺人の移動があったことである。さらに、庄吉が大坂市中人の移動があったことである。さらに、庄吉が大坂市中のは、この与之助が多病を理由に砂場年行司力松の倅庄のは、この与之助が多病を理由に砂場年行司力松の倅庄のは、この与之助が多病を理由に砂場年行司力松の倅庄のは、この与之助が多病を理由に砂場年行司力松の倅庄の上本町三丁目の生まれで、一三、四年以前から、手上をでいる。

この他の人の移動としては、

寛政元年六月に、

兵

次

0

٥١

世不勝手」を理由に、

「毘沙門小屋頭文助組下」へ引っ

宛所は、長吏・小頭御中とし

しを願い出た例がある。(郷)

玄孫重三・灘八そして市右衛門の玄孫万吉の三名が「

御 としては、 の流入者であったとみることができる。このような事例 ると思われる。つまり、 松がかつてその地で垣外番をしていたことを示唆して 倅でありながら、上本町三丁目の出生ということは、 で弟子を勤めている点も興味深い。 蔵 跡 〔寛政三年に難波御蔵に統廃合〕の 前章でふれた十三組小頭才吉も該当するであ 十三組年行司も天王寺垣外から 十三組砂場年行 前 場化され た地 力 r V 0

駒ヶ林村番人伊助方へ縁付かせている。十三組小頭 とさえ思えるのである。 三組小頭才吉方に嫁いでい 八五四) 家人が村方非人番に嫁いだ例である。 また、 嘉永七年(一 月には、 実態をみておこう。例えば、天保九年(一八三八)六 十三組小頭に対して「差別の意識」を有してい あくまでも同じ呼称であった垣外小頭に限ったも 五月には、天王寺垣外若キ者楠吉の姉よねが十 「新屋敷小頭」才吉が同家きくを摂津国 十三組小頭をめぐる人の移動を確認 、る。このような事例からする(红) 八部 たの 縁組 百 郡

> 転類族の子孫であった。 右衛門玄孫という肩書きからも明らかなように、彼等は組下への人の移動を看取できよう。なお、兵次玄孫・市組下への人の移動を看取できよう。なお、兵次玄孫・市ることは確かである。ここからも、天王寺垣外にあてた口上であかないが、史料の伝存から天王寺垣外にあてた口上であ

少なからずあったとしても支障がないと思われる。頻繁とはいわないまでも、垣外と十三組の人の移動は、ことがわかる。おそらく、この逆の流れもあっただろう。ことがわかる。おそらく、この逆の流れもあっただろう。 とがりかる。おそらく、この逆の流れもあっただろう。 と対の残存状況から、わずかな事例を提示したにすぎ

おわりに

ことにもなるが、まとめと課題を提示して結語にかえたとの関わりなどを論じることはできたと思う。繰り返す的な把握はかなわなかったが、各種史料から天王寺垣外要について明らかにしようと試みた。残念ながら、総体本稿では、大坂の非人組織のなかにあった十三組の概

た集団ではなく、天和三年(一六八三)から翌四年にか十三組は、四ケ所のように江戸初期から形成されてい

地は、 所内 が、砂場については定かではない。また十三 指摘したとおりである。そして、当初は野非人の収容先 が形成され、垣外小頭とは縁組をしないように申し合わ を新たに転用した場に設けられた。これが砂場と毘 依拠して「十三組」と称するようになった。 け れも少なからず看取できた。 であった十三組には、後に小頭も含め垣外からの人の流 の一環として十三組小頭役を生かそうとしていたことは 小頭勘助の相続案に示したように、 せがなされていた集団でもあった。ただ差別化の一方で、 である。毘沙門の地は、各種絵図などから明らかである 団を束ねたのが十三組小頭であり、当初の組頭の人数に Ć 「の組織であったが「外小頭与格別之者」という意識 天王寺垣外ではそこに隣接した地域ではなく、 の大坂 市中と四ケ所が位置した市中隣接村に構えている 一ケ所に配分された集団を端緒としている。 市 中の無宿・野非人対策によって生み出 長吏善助が人材登用 彼らの 一組は、 沙門 農地 居住 四ケ さ

策にすぎなかったことは、以後も数度にわたり野非人対図ろうとするものであった。ただ、対症療法的な都市政市中に分散していた野非人を集住させることで、統制をの無宿・野非人対策は、都市大坂が成熟していくなかで、さて、十三組を生み出した天和期(一六八一~八四)

塚田 設が付け加わったと言えるのではなかろうか」としてい を収容したにすぎなかったのである。 る。この塚田の指摘は、的を射ていたといえよう。その るのではなく、まずは救済小屋に収容するような方式で を作るということに窺えるように、 員(若き者)が増加したかどうかは疑問である。 について、塚田は「これによって垣外仲間の正式の構成 策を講じていることからも理解できるであろう。 ろうとする意識が働くのは十分に理解できることでもあ 自分たちの由緒を確固たるものにするため、 らば、同じ「小頭」を称する「十三組小頭」に対して、 であろう。このような認識を垣外の小頭が有していたな して十三組小頭を設け、野小屋程度の小屋を造り野非人 対策が、若キ者層を輩出するのではなく、監督する者と はなかったろうか。すなわち、四ヶ所垣外に非人救済施 の言を借りるならば 「周辺在方の野小屋は野非人 独立の小屋持ちにな 監督される側は 差別 この点 が化を図 小屋棟

司が置かれていたのと同様、十三組でも年行司が存在しすことはできない。ただ、天王寺垣外で若キ者層に年行置した十三組では、小頭を確認できるが、若キ者を見出う階層があったが、本稿でもふれたように長吏の下に位大坂の非人社会においては、長吏―小頭―若キ者とい大坂の非人社会においては、長吏―小頭―若キ者とい

る。

阪四か所非人について

町抱え再論」(『部落問題研究』

(5)岡本良

ではない。これらをさぐることを今後の課題としておき料が示すところであるが、その具体相については明らか田・道頓堀・天満の垣外組織にも置かれていたことは史ていたことは史料からは知りえる。加えて十三組は、鳶

注

(1)岡本良一「大坂の非人」(『ヒストリア』第三号、一 戸 西学院大学文学部記念論文集』一九五九、 に於ける司法警察制度について」(『創立七〇周年記念関 、ち岡 ,時代史論』 平安書院、 『近世部落の史的研究(上巻)』解放出版社、 のち同著『乱・一 [本前掲書に収録)。 同「「大阪の非人」 揆・非人』(柏書房、 一九六〇に収録 藤木喜一郎「大阪町奉行管下 研究覚書」(部落解放研究所 のち同著 一九 九七九、 九五

2)内田 第五 と収入」(『ヒストリア』一一五号、 (『歴史科学』八七、一九八一)、同「大阪四ケ所の組織 九七八)、 『部落史の研究 九州 一九七四)、 男「大阪の非人研究ノート」(『大阪府の歴 同 「江戸時代後期の非人の『公務につい 前近代編』部落問題研究所出版 同 「近世非人論」(部落問題研 一九八七)、 7 吏

第一二三号、一九九三)。

- 3)塚田: 的周 山川 の大坂の非人研究については、『近世大坂の非人と身分 リブレット〈4〉』(山川出版社、二〇〇一) など。 ける非人集団の組織と御用」(『年報都市史研究』第八号、 号、一九八四、のち同著 . る。 孝 出版社、 問題研究所、 「三都の非人と非人集団」(『歴史学研究』 「部落問題研究所、二〇〇七)にまとめられて 1000), 一九八七に収録)。 『近世日本身分制の研究』兵庫 同『都市大坂と非人 同「近世大阪にお 日本史 Ŧi. 兀
- 4)朝比奈孝 諸側 学論 五〇号、 原有和 ○に収録)。 人著 て」(『大阪の部落史通信』 十一年三月『天王寺領内悲田院中間宗旨御改帳』 について―幕府法令と非人解放の実態―」(『関西大学法 面 『近世身分と被差別民の諸相』解放出版社、 (二)」(関西大学『人権問題研究紀要』第四 展州東成郡天王寺村転切支丹類族生死改帳 第四○巻第四号、 二〇〇四、二〇〇五) などがある。 (『部落解放研究』) 第一六五号、二〇〇五)。 『道頓堀非人関係文書』における非・ 同 「元禄期における天王寺 第 一九九〇)、 一三号、 寺木伸 九九八、 「非人」 人 0 眀 集団 のち同 足洗 「元禄 0 0

- 堂史料叢書第29刊、清文堂出版、一九八九。一九七六。岡本良一・内田九州男編『悲田院文書』清文巻』清文堂史料叢書第8・9刊、清文堂出版、一九七四、
- 一六八号・第一六九号、二○○六)がある。 書研究会の活動より―(上)(下)」(『部落解放研究』第世後期天王寺長吏林家における相続をめぐって―長吏文世後期天王寺長吏林家における相続をめぐって―長吏文
- (8)長吏文書《五二七》。以下、前掲注(6)『長吏文書』お(7)前掲注(1)岡本「「大阪の非人」研究覚書」。
- 書《 》、悲田院文書《 》とし、《 》内に史料番号を書《 》、悲田院文書《 》とし、《 》内に史料番号をよび前掲注(5)『悲田院文書』からの引用は、長吏文
- 阪の非人』研究覚書」での引用を掲げる。 る司法警察制度について」および前掲注(1)岡本「『大(9)参考までに、前掲注(1)藤木「大阪町奉行管下に於け

道頓堀長吏下囲内 三四三人 三五寺長吏下囲内 三七九人

天

満長吏下囲内

七〇人

(10)『大阪市史』第五、一九一一。なお、『浪速濫觴記』(『大の)『大阪市史』第五、一九一一。なお、『浪速濫觴記』(『大の)『大阪市史』(『大阪市文学)第五、「東京)』(「大阪市)』(「大阪市)』(1

ある寛延三年(一七五〇)改めの四ケ所の非人数は「惣阪の部落史(第二巻』史料編近世2、二〇〇六所収)に

、はてごごということが、ここでは、十三組小頭配下の人数千弐百人程」とある。ここでは、十三組小頭配下の

人数は含まれていないと考えられる。

(11)前掲注(1)岡本「「大坂の非人」研究覚書」二四二頁。

同史料に依っている。なおこの一件については、同書の二〇〇七所収。本章での引用は、特に注記のない限り、12)『大阪の部落史 第三巻』史料編近世3、解放出版社、

解説(一五頁)でふれられている。

(13)天保八年新改大絵図と目される図は播磨屋九兵衛が上梓

ているので、これを指しているのだろうか。見出せない。弘化二年には、二種類の大坂図が刊行されした三舗が確認できるが、弘化元年図は管見の限りでは

(4)前揭注(5)『悲田院文書』二四七頁。

(16)前揭注(5)『悲田院文書』二四九~二五一頁。

章の補論「一七世紀後半の垣外仲間」で慶安五年正月一(17)前掲注(3)塚田『近世大坂の非人と身分的周縁』第四

御用」。

同論文は「手覚」(『部落解放』五、一九六九)『大

19

掲注

3

塚田

「近世大阪における非人集団の組

三日付の る 参照されたい 「大坂御仕置留」 から野非人対策の一端にふれ

(18)天和三年から翌四年にかけての大坂市中における野非人 仰付、 明き地がなかったため、近隣の年貢地をもって対処して 二六頁)。これによれば、天王寺垣外では、 て居住地を形成することになったが、どの垣外屋敷にも いる(「一大坂町端ニ在居候非人、三垣外在 の狩り込みは、 当村非人在所江曳取ニ付畑地打渡之事」『非人垣 前揭注(5)『道頓堀非人関係文書 鳶田を除く三カ所に男女一五三人を分け 所江引取被 上二四

外者銀子六百匁出申候由 天王寺両垣外江ハ荒地開キ村中ゟ遺候ニ付、 両 垣

田の 推測される。 地に七○○匁をあてていることから、 道頓堀が一反七歩の地を一貫目、 開発の様相を列記していることから、これは天王寺と鳶 きる。同史料には、 と記され、天王寺村中の荒れ地を開発したことが確認 両垣外が開発に携わった土地面積は記されていないが、 両垣外に銀子六百匁を拠出したものと理解できる。 道頓堀と天満における非人居住地 天満では七畝ばかりの 約六畝であったと で

> 第四 坂町 奉行所旧記 九九四) (上)(下)』(大阪市史史料第四一 と前掲注 5 『悲田院文書』を 輯

(20)悲田院文書《九六》「諸事出方定」。 用いて分析を行っている。

[21] 悲田院文書《一〇〇》「定」。なお他国 ては、前掲注(6)『長吏文書』 の一一章などに掲載し |御用の実態につい

22)悲田院文書《一〇二》「条々」。

ているので参照されたい。

〔23〕悲田院文書《一○一》「条々」。

24)長吏文書《七九》「乍恐口上」。

(25)長吏文書《八二》「乍恐口上」。

(26)長吏善十郎からの口上であるため、 責で押込処分を願い出たものである。 厳しく叱りつけて憤死させた一件に関 りが不埒であったことに端を発し、 六〇》に詳しい。 なければならないが、 いては、文化一三年一一月の「乍恐口上」長吏文書 この口上は、 小頭勘助と善十郎と間の軋轢につ 若キ者月行司四人の夜廻 勘助が年行司小八を 少々割り引いて考え わ ŋ 善十郎 が

(27)一方、文政三年四月には「譬死腹候共身寄之者之内、 四ケ所の小頭一〇名から勘助の跡式を下げ渡して欲しい 底宜敷者ヲ見立、其家相續為致、万々一相續可仕者無之 中間内之忰共ヲ養子ニ差遣シ来」たことを理由に

- と口上が出されている(長吏文書《二九八》「乍恐口上」)。
- (29)この点については、前掲注(6)高久論文および(社)(28)前掲注(27)長吏文書《二九八》「乍恐口上」引用部分。
- 年一月一三日)での高久智広「長吏文書の整理の現状と部落解放・人権研究所歴史部会一月例会報告(二〇〇七
- (30)長吏文書《五二五》[小頭勘助跡役ニ付口上書案文]。
- 所小頭の総称を指していると判断できる。(31)廿人組とは、天王寺垣外だけの小頭層を指す呼称ではな
- (32)長吏文書《六八二》「乍恐口上」。
- (33)長吏文書《八三五》「一札」
- (34)『大阪の部落史 第二巻』史料編近世2、部落解放研究所、「○○六所収。また、前掲注(26)長吏文書《三六○》の「乍恐口上」など。
- (35)長吏文書《一○四七》[文久弐年八月八日申上る下書]
- (36)悲田院文書《一三》「申渡」。
- 砂場小頭か毘沙門小頭かは不明である。は才吉であるが、肩書は十三組小屋頭としか記さない。(37)長吏文書《七一八》「乍恐口上」。同史料の願出者の小頭
- (3))悲田院文書《七五》「奉指上一札」。 (3))前掲注(3)塚田『都市大坂と非人』七五~七六頁。

- 寛政四年の「覚」をもとにした検討がある。本件もこれ番株」(前掲注(3)『近世大坂の非人と身分的周縁』)で、4の)勧進の申し合わせについては、塚田「非人の勧進と垣外
- (41)悲田院文書《七四》「奉指上一札」。 に関わったものであろうか。
- (42)悲田院文書《七三》「奉差上一札」。
- (43)悲田院文書《五一》「寅年節季候申渡覚」。
- 4)長吏文書《七〇二》「乍恐口上」。
- っている(前掲注(37)長吏文書《七一八》「作恐口上」)。 次郎を相続人とし、本人は十三組小頭を退き代判人とな(45)才吉は、相続人が絶える天王寺垣外の実家林八家に倅市
- (46)長吏文書《二八五》「乍恐口上」。
- 引き取られている(長吏文書《六一二》「乍恐口上」)。なお、よねは安政三年三月には離縁されて親元楠吉方に47)長吏文書《六○○『乍恐口上』。同《六八三》「乍恐口上」。
- (4) 悲田院文書《一七》「乍憚口上」。
- は、当時の類族として「人数合三人 但、男計」「此三宮・塩飽嶋人数、公事訴訟高・牢舎人数并御仕置覚」に道・神道方・本屋中間・丹製法人、大坂三郷・兵庫・西道・神道方・本屋中間・丹製法人、大坂三郷・兵庫・西所旧記(上)』の「○転切支丹類族存命人数、本山・当の、「公、工作領の調査とみられる前掲注(18)『大坂町奉行(49)文化五年頃の調査とみられる前掲注(18)『大坂町奉行(49)文化五年頃の調査とみられる前掲注(18)『大坂町奉行(49)文化五年頃の調査と

)前揭注)前揭注

51 52

3 3

塚田 塚田

『都市大坂と非人』二七頁。 『都市大坂と非人』三〇頁。

候」との記載がある。曾孫と玄孫の違いはあるが、 三人を示していると思われる。 人転切支丹之曾孫・玄孫ニ而、天王寺村非人小屋ニ罷在

(50)元文頃(一七三六~四一)に書写された享保~元文頃の 所の「非人村」「非人」の注記が施されている。 参照のこと。 図の世界と被差別民』調査報告書第三集、二〇〇一)を 図にみる千日墓所とその周辺」(大阪人権博物館編 評価された「増修改正摂州大阪地図」には、六カ所の非 坂図を通覧しても見出すことができない。最大・最詳と きるが、砂場の地は確認できない。また、近世の版行大 傍らに毘沙門池が記されているため、その場所は特定で 確認できない。この点については、拙稿「近世刊行大坂 人村と市中に高原の「非人ゴヤ」を記載するが、 義塾大学三田情報センター発行、一九九二)には、 大坂町絵図で、寛政頃の追記がうかがえる大阪北組旧 大阪町絵図」(『慶応義塾図書館蔵 大阪町絵図 毘沙門は、 砂場は 八カ 慶応

狭山第三次再審・新しい意見書の 非識字者への落とし穴 ねらい 川向秀武

狭山一 自白 の再現実験が明らかにしたこと 山下恒男

長吏旦那場とその質入れについて 大熊哲雄

史料紹介 その二「職場」を担保とする金融に関する埼玉県の四件 『明治前期大審院民事判決録』 から

中 世 戦国期、 東日本の長吏・かわた

戦国大名の文書を中心に

藤沢靖介

藤沢靖介

頒価 発行=東日本部落解放研究所 〔1050円(本体価格1000円) **5**00·5603·1861 発売=有解放書

東京都台東区今戸2―8―5